

土岐市公共施設照明設備 L E D 化事業に関する質問及び回答

番号	質問内容	回答
1	提出書類の施工写真について各施設代表的な部屋をピックアップし、その部屋の撮影のみで宜しいでしょうか。	各施設代表的な部屋とは具体的に分かりかねますが、原則、全ての部屋の撮影をお願いします。ただし、撮影の際に困難な場所については、別途協議します。
2	提出書類の照明器具の配置図は土岐市様から提供いただく図面に照明位置をプロットする認識で宜しいでしょうか。また、図面がない施設については土岐市様にて平面図を用意していただき、そこにプロットする認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	貴市にて保有されているアスベストに関する情報について開示をお願いします。また、アスベストが見込まれる場合は調査費用、処分費用等について、提案金額とは別に費用を別途協議とさせていただいてもよろしいでしょうか。	本事業のために対象施設のアスベスト調査は実施しておりません。実施済みのアスベスト調査結果等については、優先交渉権者の決定後、施設管理者等にご確認ください。 また、アスベストが見込まれる場合の調査費用、処分費用等については、双方で協議の上、対応を決定することとします。
4	万一、メーカー側の生産状況等により納期が間に合わない場合には、別途協議を頂くことは可能でしょうか。その際のペナルティーはありますか。	「実施要領 別表2 予測されるリスクと責任分担」に記載のとおりです。 受注者の責によらない不可抗力による生産・納期の遅延についての対応は、本市と受注者において、協議のうえ決定します。 その際のペナルティーは発生しません。
5	作業員の駐車場、資材・廃材置き場、お手洗い等、施工場所の施設をお借りすることはできますか。	優先交渉権者の決定後、施設管理者にお問い合わせください。
6	契約書について、契約書案を開示頂けますか。	契約書については、優先交渉権者の決定後、協議により決定します。
7	犯罪収益移転防止法の対象となる契約のため、ご担当者様の本人確認書類確認にご協力頂けますか。	協力いたします。
8	メーカー保証や動産総合保険が適用できない故障が発生した場合、その費用（器具費用や交換作業費用）については貴市に都度請求することは可能でしょうか。	受注者の責に帰せない合理的な理由がある場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。

9	入札保証金・契約保証金は不要の認識でよろしいですか？	入札保証金及び契約保証金は免除となります。
10	提案書には社名など提案者を特定できる名称を使用してもよろしいですか。	社名、所在地、ロゴマーク等の応募者が特定できる名称を使用されていても問題ありません。
11	実施要領 2（5） 債務負担行為の場合、 契約が解除された場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。	契約解除の理由により個別具体的に判断することとなります。
12	実施要領 16（1）、（2）、（3） 今回、契約グループの契約は、各グループの調査完了後の見積の提出をもって、①～⑥を順次契約するとの認識で宜しいでしょうか。その場合、金利等の市況状況を踏まえ、発注者と協議するとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、「実施要領 2（7）」のとおり、各グループの提案限度額を超えることはできません。
13	実施要領 16（1）、（2）、（3） 賃貸借契約について、以下ご教示ください。 ①事前に本件における賃貸借契約書雛形があれば、ご提示頂けませんでしょうか。 ②契約内容について、協議及び修正は可能でしょうか。 ③契約締結に際し、事業者決定後、何日以内に締結する必要がありますでしょうか。	①番号6と同じ。 ②契約書は優先交渉権者と協議の上、作成します。 ③現地調査、調査設計及び詳細協議後、速やかに契約締結します。「別紙3 スケジュール予定」をご確認ください。
14	実施要領 別表2 予想されるリスクと責任分担 共通／物価の変動について、昨今の物価高の状況を踏まえ、事業者側に責任はないと思いますが、いかがでしょうか。	受注者の責に帰せない合理的な理由がある場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。
15	別表 別表2 予測されるリスクと責任分担 共通／条例・許認可・税制の変更について、事業者側に責任はないと考えますが、如何でしょうか。	受注者の責に帰せない合理的な理由がある場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。
16	6）別表 別表2 予測されるリスクと責任分担 共通／不可抗力：『天災等による設計変更・中止・延期』は、協議により負担割合協議して決めるもの。とありますが、事業者側に責任は無いと考えますがいかがでしょうか。	受注者の責に帰せない合理的な理由がある場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。

17	別表 別表2 予測されるリスクと役割分担 計画・設計段階、工事段階、維持管理関連／設計変更について、貴市と協議の上、承諾を頂いた場合は、事業者側に責任は無いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	仕様書 3 今後、新型コロナ等の感染症や半導体不足等、大規模災害等の影響により、商品の遅延や工事遅延の可能性があります が、協議したうえで、貴町の了解を得れば、工期遅延に伴う損害金等の費用が発生しないとの認識で宜しいでしょうか。	番号4と同じ。（貴町は貴市と捉えました。）
19	仕様書 4（1）①（ク） この場合、変更契約の対象との理解で宜しいでしょうか。	「仕様書 4（2）①（オ）」のとおりです。 ただし、「仕様書 4（2）①（オ）」に当てはまらない場合は、別途協議します。
20	仕様書 4（2）①（イ） ① 施工中に、既存設備（配線等）の不具合や劣化・損傷等により、交換を必要と判断する場合、提案書提出時には、更新が必要か否かは不詳であり、費用算出が困難です。この場合の、費用負担は、貴市若しくは、協議のうえ、変更契約の対象となるのでしょうか。 ② 調査時や施工中に、器具の種類や数量等が変更となった場合契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。 ③ 踏査時や施工中に、予定している物品の仕様に変更があった場合、協議し、双方合意した場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。	①「仕様書 4（2）①（オ）」のとおりです。 ただし、「仕様書 4（2）①（オ）」に当てはまらない場合は、別途協議します。 ②③協議させていただきます。
21	仕様書 4（2）①（キ） 火災保険又はそれに代わる請負賠償責任保険等に参加し、証書の写しを提出するもの。とありますが、実際に工事を担う電気工事会社からの提出で宜しいでしょうか。	「仕様書 4（2）①（キ）」のとおりです。

22	仕様書 4 (2) ① (ツ) 落札事業者が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合、許可のない先へ委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託及び受託側双方が廃掃法の違反になります（廃掃法第12条及び14条）。既存物件の所有者が貴市である場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき、貴市が排出事業者として、受注者若しくは発注者が認めた電気工事会社が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の契約締結における事務代行を受け、受注者が費用を立替払いすると解釈しても宜しいでしょうか。 それとも、入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈でよろしいでしょうか。	「仕様書 7 (4)」のとおり、関連法令等を準拠してください。
23	仕様書 4 (3) ③ 今回は、既存照明を新規LED照明器具へ交換するものであり、既存設備等をそのまま流用した場合、LED照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えます。LED照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保修等の費用負担は貴市との認識で宜しいでしょうか。	受注者の責に帰せない合理的な理由がある場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。
24	仕様書 4 (3) ③ 通常の動産総合保険では、修理及び取替費用が全額保証されるとは限りません。また、通常の動産総合保険より保証額が高くなる新価特約を付保したとしても全額賄えないケースがあります。この場合は、修理交換費用の差額分は、貴市の負担若しくは協議可能と考えて宜しいでしょうか。	修理交換費用の差額分を本市が負担することは想定していませんので、適切な動産総合保険に加入してください。
25	仕様書 4 (3) ③ 原因不明の不具合の場合は、動産総合保険の対象外となります。動産総合保険対象外の場合、受注者側が無償で交換することはできず、全て受注者側の責というのは、リスクが大きいと考えます。この場合、貴市での費用負担や協議ができると理解して問題ないでしょうか。	受注者の責に帰せない合理的な理由がある場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。

26	仕様書 4 (3) ③ 当事者の責めに帰すべき事由に依らない事由（天災等）により、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は受注者がない、という認識でよろしいでしょうか。	受注者の責に帰せない合理的な理由がある場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。
27	◆その他 契約期間中に施設の統廃合等、発注者の事由により物件が不要となり、契約が変更または解除となった場合は、発注者にて残賃貸借料のご負担を頂けるとの認識で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	◆その他 弊社は、建設業法及び銀行法の制限により、設置工事・保守・設置工事に伴い排出された資材、撤去品等の取扱いに関する履行につき、工事資格等の法令等の定めのない賃借業者が履行・責任を負うことは認められていない為、当該業務に必要な資格を有する工事業者・保守業者に実際の業務を委託することになりますが、問題はございませんでしょうか？その際、委託先を書面等で通知する必要はありますでしょうか。	発注者の承諾を得れば、再委託は可能です。